

株主のみなさまへ

明石市大久保町江井島1013番地の1

日工株式会社

取締役社長 西川 貴久

第153期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第153期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否のご表示をいただき、平成28年6月23日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 明石市大久保町江井島1013番地の1
当社本社ホール
(末尾記載のご案内図をご覧ください。)

3. 目的事項 報告事項

1. 第153期 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人及び監査役会の第153期 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- | | |
|-------|---------------|
| 第1号議案 | 第153期剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 株式併合の件 |
| 第3号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第4号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第5号議案 | 監査役1名選任の件 |

以 上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎ 次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nikko-net.co.jp/soukai/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

①連結計算書類の連結注記表②計算書類の個別注記表

◎ 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の世界経済は、米国では引き続き堅調な雇用や消費等に支えられ、順調に推移しましたが、欧州は一部を除き、全般に停滞気味に推移し、また中国や新興国も経済成長率が鈍化する等、全体として緩やかな拡大にとどまりました。一方、日本経済は、政府・日銀主導による経済政策や金融緩和政策を背景に、企業収益や雇用環境の改善が見られてきましたが、このところの資源価格の下落、新興国経済の減速の影響から輸出・生産面に鈍さが見られ始めるなど、先行きは予断を許さない状況になっております。

当社グループに関係の深い建設関連業界は、公共投資は緩やかな減少傾向にあり、民間建設投資も一服感が見られるなど、全般的には一時の過熱感は解消されてきております。

このような経営環境のもと、当社グループは、「お客様第一主義」を経営理念とし、『新製品の開発』、『営業力向上による新たな販売戦略の構築とメンテナンス事業の強化』、『海外事業の強化』、『製品競争力を向上する為の設計技術・生産技能の向上』を基本方針に収益の拡大と企業体質の強化に努めました。

国内では、当社の主力事業であるアスファルトプラント関連事業の売上高が対前期比で大きく増加しました。これは、大型物件が増加したことが一番の要因です。またメンテナンス事業も、アスファルト合材の出荷量は前年より、減少したものの、積極的な営業活動の結果売上高が増加しました。コンクリートプラント関連事業の売上高も前期比で大きく増加しました。生コンの出荷量は、前期比で減少はしたものの、ユーザーは中長期の需要を展望し、設備投資意欲は旺盛で、中でも大型物件が増加した結果売上高が大きく増加しました。

海外では、中国の建機市場全般が低調な中でも、積極的な営業活動の結果中国市場でのアスファルトプラント関連事業の売上高は前期比増加しました。また、昨年度、初めて輸出実績の上があったタイ・インドネシアでも継続的に受注し、ロシア向けアスファルトプラントの輸出の減少を補い、輸出金額は増加しました。一方でコンクリートプラント関連事業の海外売上高は前期比減少しました。

こうした事業活動の結果としての当社グループの連結経営成績は以下のとおりであります。

当社の当連結会計年度の連結売上高につきましては、アスファルトプラント関連事業、コンクリートプラント関連事業ともに対前年を上回ったため、前期比11.1%増の341億10百万円となりました。

損益面につきましては、連結営業利益は前期比11.1%減の16億29百万円となりました。減益となった最大の要因は外注費用の増加であります。また、連結経常利益は赤字の持分法適用対象会社が連結から外れたため、前期比4.1%増の16億48百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益はベニングホーヘン社の持分20%を譲渡した特別利益があり、前期比40.6%増の18億96百万円となりました。

なお、部門別の概況は以下のとおりであります。

<アスファルトプラント関連事業>

国内のアスファルトプラント製品につきましては、複数の大型物件の売上が貢献し、売上高は前期比大幅に増加しました。メンテナンス事業もアスファルト合材の出荷量が減少した中で売上高は前期比増加しました。海外も、中国市場、ASEAN市場での受注が増加したため売上高は前期比増加しました。

この結果、当事業の売上高は、前期比14.5%増の172億52百万円となりました。

<コンクリートプラント関連事業>

コンクリートプラント製品につきましては、ユーザーの旺盛な設備投資意欲を受け受注が伸び、更には、市場シェアを伸ばしたことで、売上高は前期比大幅に増加しました。一方でメンテナンス事業は、プラントの稼働率の低下もあり売上高は前期比減少しました。

コンクリートポンプ製品も堅調に推移し、売上高はほぼ前期並みとなりました。

この結果、当事業の売上高は前期比23.9%増の102億67百万円となりました。

<環境及び搬送関連事業>

環境製品につきましては、前期は新規製品として無水石膏製造装置、及びバイオマス発電用木材チップ乾燥装置等大型プラントの販売実績がありましたが、今期は、大型プラントの売上がなかったために売上高は前期比減少しました。

搬送製品につきましては、主力製品であるポータブルコンベヤの販売台数は減少したものの、売上高はほぼ前期並みとなりました。

この結果、当事業の売上高は、前期比19.8%減の22億89百万円となりました。

<仮設及び土農工具等その他事業>

仮設機材製品につきましては、ユーザーの機材保有量が増加し、機材の稼働率が低下したため、売上高は前期比減少しました。

ショベル等土農工具製品につきましては、暖冬の影響により、流通在庫の水準が高止まりしたため、売上高は前期比減少しました。

破碎機製品につきましては、同分野の民間設備投資が低調に推移したため、売上高は前期比減少しました。

水門、防水板製品及びその他製品につきましては、売上高は前期比増加しました。

この結果、当事業の売上高は、前期比4.3%減の43億1百万円となりました。

部門別売上高（対前期比較）

（単位：百万円、%）

		アスファルト プラント 関連事業	コンクリート プラント 関連事業	環境及び 搬送関連事業	仮設及び 土農工具等 その他事業	合 計
当期	売上高	17,252	10,267	2,289	4,301	34,110
	構成比	50.6	30.1	6.7	12.6	100
前期	売上高	15,071	8,287	2,853	4,495	30,707
	構成比	49.1	27.0	9.3	14.6	100

- (注) 1. 売上高は、記載金額未満を切り捨てて表示しております。
2. 構成比は、小数第2位を四捨五入して表示しております。

2. 設備投資等の状況

当社グループの設備投資等は、アスファルトプラント及びコンクリートプラント関連事業において生産設備の更新等で1億89百万円、環境及び搬送関連事業及びその他において福崎工場の購入、生産設備の更新、レンタルリース用仮設機材の更新等で4億58百万円、全社において寮の改築、コンピュータ機器及びソフトウェアの購入等で2億29百万円、総額8億77百万円の投資を行いました。

なお、これらの資金は主に自己資金でまかないました。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度中において、増資あるいは社債発行等による資金調達は行っておりません。

4. 対処すべき課題

当社グループの事業領域であります建設関連分野は、公共投資は緩やかな減少傾向にあり、民間建設投資も一服感が見られるなど、全般的には一時の過熱感は解消されてきております。

このような環境下、当社グループは、コーポレートガバナンスの強化を推進し、透明性の高い、活力ある企業経営を基本に、多様な視点で、ものづくりに新たな価値を創造し、「融合」「協働」「創造」をキーワードに『各事業のコア技術、強みを融合した新たな商品価値の創造』、『国内外の顧客価値を高める需要を連鎖する商品企画の立案』、『定量的に収益が向上する体制の構築』を重点取り組みに据え、お客様と共に成長する企業を目指してまいります。

具体的には、当社グループは、下記の事業施策に積極的に取り組んでまいります。

- (1) 各事業のコア技術、強みを融合した新たな商品価値の創造として、搬送・環境製品に対しては多種多様な材料に対応した製品開発を継続し、破碎技術等のエンジニアリング体制の強化を図るとともに、高熱処理技術の習得と製品開発を推進し、新しいマーケットに対し総合熱処理メーカーを目指した事業展開を行います。
- (2) 国内外の顧客価値を高める需要を連鎖する商品企画の立案として、海外においてはインフラ投資需要が高まっているアジア市場を取り込むため、高品質プラントの需要が高まりつつある東南アジアに対し拡販体制を構築すると共に環境規制が強化されつつある中国市場に対しリサイクル、環境対応製品での差別化を図ります。国内向けでは、地方でのアスファルトプラントの設備投資を喚起する製品や新機能を搭載した新型コンクリートプラントの開発を図ります。
- (3) 定量的に収益が向上する体制の構築として、営業・サービス・設計・製造各組織の協働が高まる業務システムに進化させ、質の高い、安定感のある収益基盤を構築すると共にお客様に新たな価値が提供できる業務体系を創り上げることを目指します。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

5. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第150期 (24/4~25/3)	第151期 (25/4~26/3)	第152期 (26/4~27/3)	第153期 (27/4~28/3) (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	27,087	32,073	30,707	34,110
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	881	888	1,348	1,896
1株当たりの 当期純利益	21円01銭	21円18銭	32円17銭	45円24銭
総 資 産 (百万円)	37,278	40,348	41,964	43,189
純 資 産 (百万円)	24,353	26,167	27,845	28,528

- (注) 1. 1株当たりの当期純利益は、親会社株主に帰属する当期純利益を期中平均発行済株式総数で除して算出しております。
2. 記載金額未満を切り捨てて表示しております。

6. 重要な子会社の状況

(1) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
日工電子工業株式会社	235百万円	100%	電子機器の製造・販売
日工マシナリー株式会社	95	100	土木建設機械、水門、防水板の製造・販売
トンボ工業株式会社	50	100	ショベル等土農工具類、ミキサの製造・販売
日工セック株式会社	90	100	仮設機材類の製造・販売・リース、機材センターの合理化設備の製造・販売
日工興産株式会社	90	100	損害保険代理業、不動産の仲介売買、住宅等のリフォーム
株式会社前川工業所	99	100	破碎機、振動篩等建設、鉱山機械類の製造・販売
日工(上海)工程機械有限公司	745	100	建設機械類の製造・販売
ニッコーバウマシーネン有限公司	1,022千ユーロ	100	建設機械類の輸出入、建設機械市場に関する市場調査

- (注) 資本金は記載金額未満を切り捨てて表示しております。

(2) 重要な企業結合等の状況

該当する事項はございません。

7. 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

区 分	主 要 品 目
アスファルトプラント 関 連 事 業	アスファルトプラント、リサイクルプラント、合材サイロ、電子制御機器、工場管理システム等の製造・販売・メンテナンスサービス
コンクリートプラント 関 連 事 業	コンクリートプラント、コンパクトコンクリートプラント、コンクリートポンプ、電子制御機器、工場管理システム、コンクリート製品生産用工場設備等の製造・販売・メンテナンスサービス
環 境 及 び 搬 送 業 関 連 事 業	ベルトコンベヤ、設備用コンベヤ、缶・ビン選別機、油汚染土壌浄化プラント、プラスチックリサイクルプラント等の製造・販売
仮設及び土農工具等 そ の 他 事 業	パイプ枠組足場、鋼製道板、パイプサポート、アルミ製仮設昇降階段、ショベル、スコップ、小型コンクリートミキサ、モルタルミキサ、水門、破碎機の製造・販売、不動産賃貸、建設機械製品リース、住宅リフォーム

8. 主要な営業所及び工場（平成28年3月31日現在）

(1) 当社

営 業 所	本社(明石)、東京支社(千代田区)、大阪支社(大阪)、北海道支店(札幌)、東北支店(仙台)、北関東支店(高崎)、中部支店(名古屋)、中・四国支店(広島)、九州支店(大野城)、横浜営業所、四国営業所(高松)、南九州営業所(鹿児島)、東京サービスセンター(野田)、明石サービスセンター、カスタマーサポートセンター(明石)、湾岸サービスステーション(市川)
工 場	本社工場(明石)、産機工場(明石)、幸手工場、加古川工場
海 外	台北支店

(注) ()内は、所在地を示しております。

(2) 子会社

日工電子工業 株式会社	本社・工場(長岡京)
日工マシナリー 株式会社	本社・工場(野田)、関西支店(明石)、東部営業部(野田)、和歌山営業所(和歌山)、岡山事務所(赤磐)
トンボ工業 株式会社	本社・工場(明石)、加古川工場、東部営業部(千代田区)、西部営業部(明石)、北海道営業所(札幌)、東北営業所(仙台)、九州営業所(大野城)
日工セック 株式会社	本社(明石)、東部営業所(野田)、工場(野田)、東京リースセンター(幸手)、北海道営業所(札幌)、西部営業所・大阪リースセンター(堺)、九州営業所(大野城)
日工興産 株式会社	本社(明石)
株前川工業 株式会社	本社・工場・技術センター(大東)
日工(上海)工程機械 有限公司	本社・工場(中国上海)、北京事務所、上海事務所
ニッコーバウマシーネン 有限公司	本社(独デュッセルドルフ)

(注) 1. ()内は、所在地を示しております。

2. 当事業年度におきまして、株式会社前川工業所が技術センターを開設いたしました。

9. 従業員の状況(平成28年3月31日現在)

従業員数	前期末比 増 減
803 名	7 名増

(注) 従業員数は、臨時雇用者(220名)を除いております。

10. 主要な借入先（平成28年3月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
三井住友銀行（中国）有限公司	744 百万円
株式会社三井住友銀行	340
三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司	287
株式会社りそな銀行	208
日本生命保険相互会社	198
株式会社みなと銀行	120
株式会社伊予銀行	108
株式会社百十四銀行	108
明治安田生命保険相互会社	100

- (注) 1. 借入金残高は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 借入金残高は長期借入金及び短期借入金の合計金額であります。

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項
 該当する事項はございません。

II 会社の株式に関する事項(平成28年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 175,532,000株
2. 発行済株式総数 42,197,397株 (自己株式286,894株を含む。)
3. 株主数 3,100名
4. 大株主 (上位10名)

当社大株主の状況は下記のとおりであります。

順位	株 主 名	持 株 数	持株比率
1	日 工 取 引 先 持 株 会	5,329 千株	12.72 %
2	日 工 社 員 持 株 会	2,311	5.52
3	日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	1,527	3.64
4	株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,504	3.59
5	住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	1,331	3.18
6	日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	1,244	2.97
7	株 式 会 社 み な と 銀 行	1,230	2.93
8	明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	1,156	2.76
9	三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,063	2.54
10	株 式 会 社 り そ な 銀 行	758	1.81

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は自己株式を除いた発行済株式総数で除して算出し、小数第3位を四捨五入して表示しております。

Ⅲ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

氏 名	地 位 及 び 担 当	重要な兼職の状況
西川 貴久	取締役社長 (内部統制管掌兼技術本部長) (代表取締役)	
辻 勝	専務取締役 (事業本部長兼東京支社長)	
桜井 裕之	常務取締役 (事業本部副本部長 (海外担当)) (兼海外事業部長兼業務本部長)	日工(上海)工程機械有限公司 董事長兼總經理
藤井 博	取 締 役 (財務部長兼法務・情報センター管掌)	日工興産(株)代表取締役 ニッコーパワマシーン(株)代表取締役
衣笠 敏文	取 締 役 (製 造 本 部 長)	
永原 憲章	取 締 役	弁護士(神戸十五番館法律事務所所長) (株)ノーリツ社外監査役
保田 信高	常勤監査役	
楠 守雄	監 査 役	極東開発工業(株)社外監査役
杉山 良樹	監 査 役	企業年金ビジネスサービス(株)代表取締役会長 堂島アバンザ管理(株)代表取締役社長
井堂 信純	監 査 役	公認会計士 (清和監査法人代表社員)

- (注) 1. 取締役永原憲章氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役楠 守雄、杉山良樹、井堂信純の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役楠 守雄氏は、株式会社三井住友フィナンシャルグループ及び神戸土地建物株式会社の役員経験者であり、企業経営、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
4. 監査役杉山良樹氏は、日本生命保険相互会社の執行役員経験者で、現在、企業年金ビジネスサービス株式会社の代表取締役会長及び堂島アバンザ管理株式会社の代表取締役社長に就任しており、企業経営、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
5. 監査役井堂信純氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
6. 取締役深津隆彦氏並びに監査役土井 俊氏は、平成27年6月23日開催の第152期定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
7. 監査役永原憲章氏は、平成27年6月23日開催の第152期定時株主総会の終結の時をもって辞任により退任いたしました。
8. 社外取締役永原憲章氏及び社外監査役井堂信純氏は、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。
9. 当事業年度中における役付取締役の異動は次のとおりであります。

氏 名	異 動 前	異 動 後	異動年月日
辻 勝	常 務 取 締 役	専 務 取 締 役	平成27年6月23日
桜井 裕之	取 締 役	常 務 取 締 役	平成27年6月23日

10. 当事業年度中における取締役の担当の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
辻 勝	事業本部長	事業本部長兼東京支社長	平成27年4月1日
桜井裕之	経営企画部長兼総務部長	事業本部長(海外担当)兼海外事業部長兼業務本部長	平成27年6月23日
藤井博	財務部長兼情報センター管掌	財務部長兼法務・情報センター管掌	平成27年6月23日

11. 当事業年度の末日後の取締役の担当の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
辻 勝	事業本部長兼東京支社長	事業本部長	平成28年4月1日
桜井裕之	事業本部長(海外担当)兼海外事業部長兼業務本部長	事業本部長兼海外事業部長兼経営企画・総務管掌	平成28年4月1日

2. 責任限定契約の締結状況

当社は、平成27年6月23日開催の第152期定時株主総会で定款を変更し、取締役（業務執行取締役等を除く）及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当社と社外取締役である永原憲章氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

また、当社は、いずれの監査役とも責任限定契約は締結しておりません。

3. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人数	報酬等の総額
取締役	7名 (うち社外 1)	136,350千円 (うち社外 5,000)
監査役	6 (うち社外 4)	28,625 (うち社外 11,700)
計	13 (うち社外 5)	164,975 (うち社外 16,700)

- (注) 1. 報酬等の総額は千円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 取締役の報酬限度額は、平成26年6月20日開催の第151期定時株主総会において、年額220百万円以内と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、平成21年6月25日開催の第146期定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。
 4. 平成21年6月25日開催の第146期定時株主総会で役員退職慰労金制度を廃止しております。
 5. 上記の報酬等の総額には、平成27年6月23日開催の第152期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役2名の在任中の報酬等の額を含めております。
 6. 上記の報酬等の総額には、当事業年度の役員賞与23,900千円（取締役6名に対し21,000千円、監査役4名に対し2,900千円）を含めております。
 7. 上記のほか、当事業年度中に退任した取締役1名及び監査役1名に対し、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給として、40,382千円（取締役 39,590千円、監査役 792千円）支給しております。

4. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	兼職先法人等名	兼職の内容	関係
社外取締役	永原 憲章	神戸十五番館法律事務所	所長	当社と同法律事務所の間には取引関係はありません。
		株式会社ノーリツ	社外監査役	当社と同社との間には取引関係はありません。
社外監査役	楠 守雄	極東開発工業株式会社	社外監査役	当社と同社との間には重要な取引関係はありません。
	杉山 良樹	企業年金ビジネスサービス株式会社	代表取締役会長	当社の主要な取引先である日本生命保険相互会社の関連会社であります。
		堂島アバンザ管理株式会社	代表取締役社長	当社の主要な取引先である日本生命保険相互会社の関連会社であります。
	井堂 信純	清和監査法人	代表社員	当社と同監査法人の間には取引関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	永原 憲章	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回（出席率100%）〔うち監査役として取締役会3回のうち3回（出席率100%）、監査役会3回のうち3回（出席率100%）〕に出席し、審議に関して主に弁護士としての専門的見地より適宜発言を行っています。
社外監査役	楠 守雄	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回（出席率92.3%）に、また、監査役会10回のうち9回（出席率90.0%）に出席し、審議に関して主に経験豊富な経営者の観点より適宜発言を行っています。
社外監査役	杉山 良樹	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回（出席率100%）に、また、監査役会10回のうち10回（出席率100%）に出席し、審議に関して主に経験豊富な経営者の観点より適宜発言を行っています。
社外監査役	井堂 信純	当事業年度開催の取締役会10回のうち9回（出席率90.0%）に、また、監査役会7回のうち6回（出席率85.7%）に出席し、審議に関して主に公認会計士としての専門的見地より適宜発言を行っています。

(注) 社外取締役の永原憲章氏は、平成27年6月23日まで当社の社外監査役でしたが辞任し、平成27年6月23日開催の当社第152期定時株主総会で取締役役に選任され就任いたしました。

IV 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

有限責任 あずさ監査法人 27,000千円

(注) 1. 上記の報酬等の額につきましては、当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、これらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

有限責任 あずさ監査法人 27,000千円

(3) 非監査業務の内容

該当する事項はございません。

(4) 海外連結子会社の監査の状況

海外連結子会社は、プライスウォーターハウスクーパーズ、上海マイツ会計師事務所有限公司の監査を受けております。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が職務上の義務に違反し、又は職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断した場合には、監査役会が会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。

また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、会計監査人の選任及び会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定します。

V 会社の体制及び方針

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制
 - (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 法令及び定款遵守の基本方針及びコンプライアンス規則を定め、取締役自ら基本方針及びコンプライアンス規則を遵守し、取締役に対してコンプライアンス研修を行う。
 - ② 取締役は、重大な影響を及ぼす諸問題があれば直ちに他の取締役に報告を行うなど報告体制を強化する。
 - ③ 内部監査部門の実効性を高め、監査役・会計監査人・内部監査部門の三者による監査体制を確立する。
 - ④ 取締役社長は、公益通報者保護法に基づき、内部公益通報制度の実効性の確保に努める。
 - ⑤ 社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係は、法令等違反に繋がるものと認識し、その取引は断固拒絶し反社会的勢力による被害の防止に努める。
 - (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 情報の保存（保存期間を含む）及び管理（管理をする部署の指定を含む）に関するルールを明確にする。
 - ② 次にあげる文書・電磁的記録データについては、取締役・使用人の職務執行の状況に係る情報と位置付け、関連資料と共に文書管理規則に基づいて保存管理し、取締役及び監査役の要求があれば直ちに閲覧可能な状態を維持する。
 - ①株主総会議事録、②取締役会議事録、③社内役員会議事録、④取締役会が設置した委員会等の組織の会議録、⑤稟議書・お伺い書、⑥契約書・契約報告書、⑦会計帳簿・貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書・注記表・事業報告・附属明細書、⑧月次・四半期決算書類、⑨予算審議・予算進捗資料、⑩行政機関・金融商品取引所等に提出した書類の写し
 - (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① リスク管理の実効性を確保する責任者として、取締役よりリスク管理担当を定める。
 - ② リスク管理委員会を設置し、当社及び当社グループのリスクをトータルに認識・評価（影響度と発生可能性等を勘案してリスク評価する）分析し、取締役社長に対し意見具申を行う。
 - ③ リスク管理委員会は、各種リスクの未然防止、リスク管理、発生したリスクへの対処方法や是正手段を、取締役社長に対し意見具申し、併せて当社グループ役員員に対してリスク管理に関する教育・研修を実施する。
 - ④ 適切な危機管理体制を構築できるように、危機管理マニュアル（重大事故や災害・不祥事が発生した場合の対処方法のマニュアル化）を充実させる。

- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 目標の明確な付与、採算の徹底を通じて市場競争力の強化を図るため、全社及び各事業グループ・各グループ子会社の目標値を年度予算として策定し、並びに中期経営計画を策定し、それに基づく進捗管理を行う。
 - ② 取締役・執行役員・使用人の役割分担、職務権限、指揮命令系統を明確にし、職務執行が効率的に行われるようにする。
 - ③ 職務権限表及び組織表を社内イントラネットに掲載し、全役職員に周知・徹底する。
 - ④ 業務の合理化・電子化に向けた取組・整備を更に進める。
- (5) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 法令及び定款遵守の基本方針及びコンプライアンス規則を定め、グループ会社を含めた全使用人への基本方針及びコンプライアンス規則の教育・研修を実施し周知徹底を行う。
 - ② コンプライアンス推進の責任者として、取締役よりコンプライアンス推進担当を定める。
 - ③ コンプライアンス委員会を設置し、運用、整備、監視を行い、定期的に取り締社長に報告するものとする。
 - ④ コンプライアンスを実効化させるために、内部公益通報制度を周知・徹底する。
 - ⑤ 内部監査部門によるコンプライアンス監査を実施する。
 - ⑥ 部門毎（サービス・営業・調達・情報・財務等）の業務管理・業務執行の規則（手続き、マニュアル等）を整備する。
 - ⑦ ITに関する統制については、全般統制（システム全体の統合等を適正に行うといった統制）とアプリケーション統制（個々のシステム管理を適正に行うといった統制）の両者の観点から、現状システムを整備・運用する。
- (6) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社グループ子会社の取締役及び使用人は、法令及び定款遵守の基本方針及びコンプライアンス規則を定め、基本方針及びコンプライアンス規則を遵守する。
 - ② 全グループ子会社は取締役会議事録の写しを当社の取締役社長及び担当取締役に提出すると共に、グループ子会社の取締役社長は、定期的当社の担当取締役に對し経営上の重要事項や業務執行状況・財務状況・予算の進捗状況等の報告を行うものとする。
 - ③ グループ子会社監査役に、業務監査権限を付与し、業務執行の適法性を検証させる。
 - ④ グループ子会社が、当社よりの指示が法令及び定款に適合しているかどうかの判断をするにあたって、当社及びグループ子会社の監査役がアドバイスする。
 - ⑤ 当社はグループ子会社との取引に関しては、グループ子会社取締役会決議を最大限尊重する。

- ⑥ コンプライアンス委員会・リスク管理委員会は、グループ子会社も統括して教育研修・指導・管理する。
 - ⑦ グループ子会社の一定の経営上の重要事項に関する取締役会決議事項につき、当社の担当役員や取締役会の了承を必要とする。
 - ⑧ 当社経営者とグループ子会社の経営者により経営戦略を審議する「連絡会議」で、情報交換をなし連携を密にする。
 - ⑨ 当社で導入している内部公益通報制度をグループ子会社に範囲を広げ、内部公益通報窓口は当社の指定する部署に統一する。
 - ⑩ 「財務報告に係る内部統制に関する基本的計画及び方針」を制定し、これに基づき業務を運用し、金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保する。
 - ⑪ 当社グループ子会社の取締役・執行役員・使用人の役割分担、職務権限、指揮命令系統を明確にし、職務執行が効率的に行われるようにするとともに、職務権限表及び組織表を社内イントラネットに掲載し、全役職員に周知・徹底する。
- (7) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ① 監査役の職務を補助する組織を監査役室とする。
 - ② 監査役会より、監査の実施にあたり必要と認めるとの理由で、取締役会に対し監査役室の増員を求めた場合、取締役会はこれに同意する。
- (8) 前号の使用人の当社取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役室に所属する使用人の取締役からの独立性を確保するために、監査役室の人事異動や給料その他処遇については、監査役は事前に報告を受け、必要な場合は、理由を付して変更を人事担当取締役に申し入れることができる。
- (9) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項
- ① 監査役の職務を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならない。
- (10) 当社監査役への報告に関する体制
- ① 取締役及び内部監査部門その他の使用人は監査役に直接報告できる。
 - ② 取締役及び内部監査部門その他の使用人は、監査役に対して、法令定款違反事項に加え、次の会社の重要情報を適時に報告する。
 - ア) 経営戦略会議等の重要な会議に附議、報告された案件のうち重要な事項
 - イ) 内部監査部門が実施した監査の結果
 - ウ) 内部公益通報制度による通報の状況
 - ③ 監査役は、いつでも会社の重要情報にアクセスできるものとする。
 - ④ 当社グループの役職員は、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

- ⑤ 取締役及び使用人並びに当社グループの役職員は、株式会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、監査役に報告しなければならない。
- (11) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社が導入している内部公益通報制度及び、監査役への報告を行った当社グループの役職員に対し、当該通報、報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知する。
- (12) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ① 監査役が監査の実施のために外部の専門家等（弁護士・公認会計士等）に対して助言を求め、又は調査、鑑定その他の事務を委託するなどし、外部専門家等から所要の費用を請求されたときは、当該請求に係る費用が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。
- (13) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 業務執行ラインから独立した内部監査部門を設置し、内部監査部門は監査役と日常的に連携できるように協力する。
- ② 監査役が、適宜弁護士等の外部専門家と連携できるように協力する。
- ③ 取締役は監査役の適法性監査にとどまらず、企業経営者のリスク管理・内部統制の整備・運用状況を含む経営活動を対象とした妥当性の監査にも協力する。
- ④ 監査役が、取締役社長を始めとする経営者及び会計監査人と定期的に意見・情報交換をできるように協力する。

2. 内部統制システムの運用状況の概要

当社は、業務の適正を担保するために「内部統制の基本方針」を作成し業務の適切な運用に努めています。

第153期において実施しました主な取り組みの概要は以下のとおりです。

(1) 内部統制システム全般について

内部監査室は「内部統制評価方針」に基づき当社及び当社グループ子会社への監査スケジュールを作成し、社内役員会、取締役会及び監査役会の承認を経て監査を実施しました。また、監査評価の中間報告を1月の社内役員会、取締役会及び監査役会へ提出し承認を得ております。

(2) 取締役の職務の執行が適切に行われているかについて

監査役会及び取締役会の開催は適切に行われております。そして、取締役及び執行役員に対してのコンプライアンス研修会を実施し、取締役及び執行役員から「コンプライアンス確認書」の提出を受けております。

- (3) 使用人の職務の執行が適切に行われているかについて
新任管理職への「コンプライアンス研修」、内部監査部門による支店長への「業務プロセス研修会」を実施しております。また、コンプライアンス委員会を定期的
に開催し、職務の執行が適切に行われているかの確認を行っております。さらに、
発注権限者から「コンプライアンス確認書」を提出させ、内部監査室による業務プ
ロセス監査を実施しております。
- (4) 当社及び当社グループ子会社の業務の適正化を図るための体制について
当社グループ子会社から当社へ取締役会議事録を提出させております。また、当
社及び当社グループ子会社の経営者による経営戦略を審議する「経営連絡会議」を
実施しております。
- (5) 監査役の監査が実効的に行われているかについて
監査役は当社役員及び当社グループ役員に対してのヒヤリングを随時実施いた
しました。また、監査計画に基づき本社、工場、支店及び営業所部門への実地監査
を行い、当社グループ子会社への実地監査も行いました。

3. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、機械メーカーとして、永年蓄積した専門知識、特殊技術を活用し、お客様に真に満足していただける製品・サービスを提供することにより、お客様から支持していただける存在意義のある企業を目指し、強固な財務基盤を背景に、長期的な視野にたった経営を行なっております。従いまして、経営の効率性及び収益性を高める観点から専門性の高い業務知識及び営業ノウハウを備えた者が取締役就任し、重要な職務執行を担当することが、当社の企業価値及び株主のみなさま共同の利益の向上につながるものと考えております。

当社は、①有効な資産運用及び利益重視の経営による業績の向上並びに積極的な利益還元、②経営の透明性確保、③顧客をはじめあらゆるステークホルダーから信頼される経営体制の構築を実現することにより、中長期的に企業価値を向上させることが、いわゆる敵対的買収防衛策の基本であると認識しております。

長期的経営の意思や具体的計画もなく、短期的な利益のみを狙った当社株式の大規模買付行為がなされるに至った場合の具体的対応策については、現在策定しておりませんが、将来これを策定する際には、企業価値及び株主のみなさま共同の利益を害さないものとする必要があると認識しております。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主のみなさまへの利益還元を経営の重要課題のひとつと位置付け、基本的にその期間の業績に応じて配当をすべきものと考えております。そのため、株主のみなさまのご期待に添うべく、経営基盤の強化並びに企業価値の増大に努めつつも、内部留保の充実、配当の安定継続性等をも総合的に勘案して配当額を決定することを基本方針としております。

この方針に基づき、株主総会において剰余金の配当について株主のみなさまにお諮りいたします。

連結貸借対照表

(平成28年 3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	43,189,705 千円	負 債 の 部	14,660,811 千円
流 動 資 産	29,750,909	流 動 負 債	11,276,001
現金及び預金	9,877,652	支払手形及び買掛金	3,511,366
受取手形及び売掛金	13,527,010	短期借入金	2,001,491
有価証券	250,800	未払法人税等	170,877
商品及び製品	1,281,999	未払金	3,148,781
仕掛品	3,034,246	繰延税金負債	121
原材料及び貯蔵品	1,146,200	賞与引当金	439,115
繰延税金資産	376,155	役員賞与引当金	47,750
その他	407,745	受注損失引当金	41,415
貸倒引当金	△150,900	環境対策引当金	190,785
		その他	1,724,298
固 定 資 産	13,438,796	固 定 負 債	3,384,809
有 形 固 定 資 産	4,606,774	長期借入金	354,424
建物及び構築物	1,973,532	繰延税金負債	246,053
機械装置及び運搬具	555,867	役員退職慰労引当金	146,777
工具、器具及び備品	239,133	退職給付に係る負債	2,261,544
土地	1,741,209	その他	376,009
建設仮勘定	97,030		
		純 資 産 の 部	28,528,894
無 形 固 定 資 産	330,236	株 主 資 本	26,861,927
その他	330,236	資本金	9,197,607
投 資 其 他 の 資 産	8,501,785	資本剰余金	7,808,463
投資有価証券	6,631,915	利益剰余金	9,944,881
出資金	326,008	自己株式	△89,025
長期貸付金	7,982	其 他 の 包 括 利 益 累 計 額	1,666,967
繰延税金資産	523,708	その他有価証券評価差額金	1,619,373
その他	1,164,757	為替換算調整勘定	355,585
貸倒引当金	△152,585	退職給付に係る調整累計額	△307,991
資 産 合 計	43,189,705	負 債 ・ 純 資 産 合 計	43,189,705

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示している。

連結損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

科 目	金 額
売上高	34,110,967 千円
売上原価	25,825,661
売上総利益	8,285,306
販売費及び一般管理費	6,655,473
営業利益	1,629,833
営業外収益	233,409
受取利息	25,268
受取配当金	125,023
その他の	83,117
営業外費用	214,619
支払利息	41,605
為替差損	77,700
固定資産処分損	74,899
その他の	20,414
経常利益	1,648,622
特別利益	1,862,868
投資有価証券売却益	1,800
関係会社出資金売却益	1,861,068
特別損失	570,647
投資有価証券評価損	83,019
投資損失引当金繰入額	177,920
事業再編費用	309,707
税金等調整前当期純利益	2,940,844
法人税、住民税及び事業税	605,984
法人税等調整額	438,745
当期純利益	1,896,114
親会社株主に帰属する当期純利益	1,896,114

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示している。

連結株主資本等変動計算書

（平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	9,197,607	7,808,463	8,502,490	△87,716	25,420,845
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△419,124		△419,124
親会社株主に帰属する当期純利益			1,896,114		1,896,114
自己株式の取得				△1,309	△1,309
持分法の適用範囲の変動			△34,599		△34,599
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	1,442,391	△1,309	1,441,081
当 期 末 残 高	9,197,607	7,808,463	9,944,881	△89,025	26,861,927

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括 利益累計額合計	
	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	2,283,359	382,666	△241,364	2,424,660	27,845,506
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△419,124
親会社株主に帰属する当期純利益					1,896,114
自己株式の取得					△1,309
持分法の適用範囲の変動					△34,599
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△663,985	△27,080	△66,627	△757,693	△757,693
当期変動額合計	△663,985	△27,080	△66,627	△757,693	683,388
当 期 末 残 高	1,619,373	355,585	△307,991	1,666,967	28,528,894

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示している。

貸借対照表

(平成28年 3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	35,283,059 千円	負 債 の 部	10,814,061 千円
流 動 資 産	22,697,104	流 動 負 債	8,757,582
現金及び預金	6,934,876	支払手形	1,249,597
受取手形	4,469,611	買掛金	1,672,162
売掛金	6,524,281	短期借入金	708,000
有価証券	250,800	1年内返済長期借入金	84,000
製品	897,967	未払金	3,100,452
仕掛品	2,063,764	未払法人税等	45,962
原材料及び貯蔵品	774,491	未払消費税等	164,559
繰延税金資産	244,145	未払費用	152,952
その他	538,264	前受り金	966,177
貸倒引当金	△1,099	預り金	60,270
		賞与引当金	332,662
		役員賞与引当金	33,400
		受注損失引当金	41,415
		環境対策引当金	145,970
固 定 資 産	12,585,955	固 定 負 債	2,056,479
有 形 固 定 資 産	2,906,255	長期借入金	166,000
建物	1,187,848	退職給付引当金	1,653,053
構築物	84,130	役員退職慰勞引当金	49,412
機械及び装置	349,794	繰延税金負債	78,343
車両及び運搬具	552	その他	109,670
工具、器具及び備品	83,205		
土地	1,113,106		
建設仮勘定	87,617		
無 形 固 定 資 産	314,863	純 資 産 の 部	24,468,997
電話加入権等	37,193	株 主 資 本	22,853,125
ソフトウェア	239,723	資本金	9,197,607
ソフトウェア仮勘定	37,946	資本剰余金	7,808,463
		資本準備金	7,802,343
		その他資本剰余金	6,119
投 資 そ の 他 の 資 産	9,364,836	利 益 剰 余 金	5,936,079
投資有価証券	6,622,212	利益準備金	849,758
関係会社株式	1,025,691	その他利益剰余金	5,086,320
関係会社出資金	805,144	別途積立金	3,527,600
従業員長期貸付金	7,982	繰越利益剰余金	1,558,720
その他	1,056,105	自 己 株 式	△89,025
貸倒引当金	△152,299		
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,615,872
		その他有価証券評価差額金	1,615,872
資 産 合 計	35,283,059	負 債 ・ 純 資 産 合 計	35,283,059

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示している。

損 益 計 算 書

(平成27年 4月 1日から
平成28年 3月31日まで)

科 目	金 額
売 上 高	28,361,629 千円
売 上 原 価	22,351,243
売 上 総 利 益	6,010,386
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	4,958,342
営 業 利 益	1,052,044
営 業 外 収 益	1,066,370
受 取 利 息	22,704
受 取 配 当 金	948,971
そ の 他	94,695
営 業 外 費 用	187,758
支 払 利 息	7,623
為 替 差 損	17,225
外 国 源 泉 税	111,391
固 定 資 産 処 分 損	36,448
そ の 他	15,069
経 常 利 益	1,930,656
特 別 利 益	1,800
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,800
特 別 損 失	331,199
投 資 有 価 証 券 評 価 損	83,019
事 業 再 編 費 用	248,180
税 引 前 当 期 純 利 益	1,601,256
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	53,318
法 人 税 等 調 整 額	367,695
当 期 純 利 益	1,180,243

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示している。

株主資本等変動計算書

（平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで）

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 本 金 準 備 金	そ の 他 資 本 金 剰 余 金	資 本 金 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計
	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金						
当 期 首 残 高	千円 9,197,607	千円 7,802,343	千円 6,119	千円 7,808,463	千円 849,758	千円 3,527,600	千円 797,602	千円 5,174,960
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当							△419,124	△419,124
当 期 純 利 益							1,180,243	1,180,243
自 己 株 式 の 取 得								
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	-	761,118	761,118
当 期 末 残 高	9,197,607	7,802,343	6,119	7,808,463	849,758	3,527,600	1,558,720	5,936,079

	株主資本		評 価 ・ 換 算 差 額 等	純 資 産 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
当 期 首 残 高	千円 △87,716	千円 22,093,315	千円 2,279,274	千円 24,372,590
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当		△419,124		△419,124
当 期 純 利 益		1,180,243		1,180,243
自 己 株 式 の 取 得	△1,309	△1,309		△1,309
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△663,402	△663,402
当 期 変 動 額 合 計	△1,309	759,809	△663,402	96,407
当 期 末 残 高	△89,025	22,853,125	1,615,872	24,468,997

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示している。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月11日

日工株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 松 山 和 弘 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 三 井 孝 晃 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日工株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日工株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月11日

日工株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 松 山 和 弘 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三 井 孝 晃 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日工株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第153期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第153期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会において定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月12日

日工株式会社 監査役会

常勤監査役	保	田	信	高 ㊟
社外監査役	楠		守	雄 ㊟
社外監査役	杉	山	良	樹 ㊟
社外監査役	井	堂	信	純 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 第153期剰余金の処分の件

当社は、株主のみなさまへの利益還元を経営の重要課題のひとつと位置付けており、基本的にその期間の業績に応じて配当をすべきものと考えておりますが、内部留保の充実等をも総合的に考慮して配当額を決定することを基本方針としております。

このような方針のもと、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円 総額 209,552,515円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成28年6月27日

この結果、中間配当を含めた当期の配当は、1株につき金10円となります。

第2号議案 株式併合の件

1. 併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、単元株式数を1,000株から100株に変更することとし（第3号議案）、併せて、当社株式につき、証券取引所が望ましいとしている投資単価の水準（5万円以上50万円未満）とすることを目的として、株式併合（5株を1株に併合）を実施するものであります。

2. 併合の内容

(1) 併合する株式の種類及び割合

当社普通株式について、5株を1株に併合いたしたいと存じます。なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して売却または買取りし、その処分代金を端数が生じた株主さまに対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(2) 株式併合の効力発生日

平成28年10月1日（土）

(3) 効力発生日における発行可能株式総数

30,000千株

(4) その他

本議案に係る株式併合は、第3号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。

なお、その他手続上の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

(注) 株式併合により、発行済株式総数が5分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1株当たりの純資産額は5倍となり、株式市場の変動など他の要因を除けば、株主さまがお持ちの当社株式の資産価値に変動はありません。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 第2号議案「株式併合の件」の承認可決とその効力発生を条件として、株式併合に伴い発行可能株式総数を減少させるため現行定款第6条の発行可能株式総数を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するため現行定款第8条を変更するものであります。なお、本変更につきましては、第2号議案「株式併合の件」が承認可決することを条件とし、株式併合の効力発生日である平成28年10月1日をもって効力を生じる旨の附則を設け、同日をもって本附則を削除するものといたします。

(2) 株主のみなさまへのサービス拡充の観点から、会社法第194条に規定する単元未満株式の買増制度の導入をいたしたく、定款第10条（単元未満株式の買増し）を新設し、条文の新設に伴い条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

定款変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行	変 更 案
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>175,532千株</u> とする。	第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>30,000千株</u> とする。
第7条 【記載省略】	第7条 【現行どおり】
第8条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	第8条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
第9条（単元未満株式についての権利） 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。	第9条（単元未満株式についての権利） 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
1～3 【記載省略】	1～3 【現行どおり】
[新 設] [新 設]	4 次条に定める請求をする権利
	<u>第10条（単元未満株式の買増し）</u> 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。
第10条～第38条 【記載省略】	第11条～第39条 【現行どおり】

現 行	変 更 案
[新 設]	<p>附則</p> <p>第6条（発行可能株式総数）及び第8条（単元株式数）の変更は、平成28年10月1日をもって効力が生じるものとし、同日をもって、本附則を削除する。</p>

第4号議案 取締役7名選任の件

当社は、取締役の経営責任を重視し、株主のみなさまに各事業年度毎に取締役の責任をお諮りするため、定款により取締役の任期を1年と定めております。

当定款規定に基づき、取締役全員（6名）は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、当社の持続的な企業価値の向上に向けて、取締役の多様化と経営の監督機能強化を図るため、取締役を1名増員し、あらためて取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	にし かわ たか ひさ 西川 貴久 (昭和34年3月31日生)	昭和57年4月 当社入社 平成19年6月 当社執行役員 平成20年6月 当社取締役 平成23年6月 当社常務取締役 平成23年6月 当社技術本部長兼本社工場長 平成24年6月 当社取締役社長（現在） 平成24年6月 当社内部統制管掌兼技術本部長（現在）	77,000株
【取締役候補者とした理由】			
西川貴久氏は、平成24年より代表取締役社長として、経営の監督と重要事項の決定を適切に行い、事業の拡大に貢献してまいりました。また、現在中期経営計画を策定、推進し、企業価値向上にも取り組んでおります。これらの実績から、当社の持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			
2	つじ まさる 辻 勝 (昭和35年6月4日生)	昭和62年9月 当社入社 平成19年6月 当社執行役員 平成20年6月 当社取締役 平成23年4月 当社事業開発本部長兼技術本部長兼事業開発推進室長 平成23年6月 当社常務取締役 平成23年6月 当社営業本部長兼事業開発本部長兼環境エンジニアリング事業部長 平成24年6月 当社事業本部長 平成27年4月 当社事業本部長兼東京支社長 平成27年6月 当社専務取締役（現在） 平成28年4月 当社事業本部長（現在）	63,000株
【取締役候補者とした理由】			
辻勝氏は、取締役として経営の監督と重要事項の決定を適切に行い、専務取締役として事業本部長を担当し、国内営業全般に関する戦略を主導し経営計画を推進してまいりました。これらの実績から、当社の持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
3	さくら い ひろ ゆき 桜井裕之 (昭和36年9月27日生)	昭和60年4月 当社入社 平成19年6月 当社執行役員 平成20年6月 当社取締役 平成23年6月 当社経営企画部長兼総務部長兼情報センター管掌 平成25年6月 当社経営企画部長兼総務部長 平成27年6月 当社常務取締役(現在) 平成27年6月 当社事業本部副本部長(海外担当)兼海外事業部長兼業務本部長 平成28年4月 当社事業副本部長兼海外事業部長兼経営企画・総務管掌(現在) 〈重要な兼職の状況〉 日工(上海)工程機械有限公司 董事長兼総経理	58,000株
【取締役候補者とした理由】 桜井裕之氏は、取締役として経営の監督と重要事項の決定を適切に行い、常務取締役として事業副本部長、海外事業部長を担当し、海外営業全般に関する戦略を主導し、また、経営企画、総務の管理部門を管掌し経営計画を推進してまいりました。これらの実績から、当社の持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			
4	ふじ い ひろし 藤井博 (昭和34年1月16日生)	昭和57年4月 株式会社太陽神戸銀行(現(株)三井住友銀行) 入行 平成15年6月 同行築地法人営業部部长 平成21年4月 SMBCコンサルティング株式会社関西法人ソリューション営業部部长 平成23年5月 当社顧問 平成23年6月 当社取締役(現在) 平成23年6月 当社財務部長 平成25年6月 当社財務部長兼情報センター管掌 平成27年6月 当社財務部長兼法務・情報センター管掌(現在) 〈重要な兼職の状況〉 日工興産株式会社 代表取締役 ニッコーパワマシーネン有限公司 代表取締役	33,000株
【取締役候補者とした理由】 藤井博氏は、取締役として経営の監督と重要事項の決定を適切に行い、取締役として財務部長を担当し、主に財務戦略を主導し、また、情報センター及び法務を管掌し経営計画を推進してまいりました。これらの実績から、当社の持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
5	きぬ がさ とし ふみ 衣 笠 敏 文 (昭和35年10月26日生)	昭和59年4月 当社入社 平成19年6月 当社執行役員 平成20年10月 当社エンジニアリング部長 平成22年4月 当社技術本部設計部長 平成24年6月 当社取締役(現在) 平成24年6月 当社製造本部長兼本社工場長 平成25年4月 当社製造本部長(現在) 〈重要な兼職の状況〉 トンボ工業株式会社 代表取締役	45,000株
【取締役候補者とした理由】 衣笠敏文氏は、取締役として経営の監督と重要事項の決定を適切に行い、取締役として製造本部長を担当し、当社製品の品質、コスト、納期等の製品生産戦略を主導し経営計画を推進してまいりました。これらの実績から、当社の持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			
6	なが はら のり あき 永 原 憲 章 (昭和26年7月18日生)	昭和59年4月 弁護士登録 原田法律事務所入所 昭和63年10月 原田法律事務所を承継 平成19年1月 神戸十五番館法律事務所を 開設、同所長(現在) 平成19年6月 当社社外監査役 平成27年6月 当社社外取締役(現在) 〈重要な兼職の状況〉 神戸十五番館法律事務所 所長 株式会社ノーリツ 社外監査役	0株
【社外取締役候補者とした理由】 永原憲章氏は、弁護士としての専門的見識から、客観的、中立的立場でその専門的見識を経営執行等に活かしていただくため、社外取締役候補者とするものであります。また、同氏は過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与したことがない候補者であります。また、弁護士としての専門的見地から企業法務に関して高い実績をあげており、また、経営に関する高い見識を有しているため、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるかと判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
7	※ ゆ あさ つとむ 湯 浅 勉 (昭和21年6月27日生)	昭和45年4月 松下電器産業株式会社(現パナソニック㈱)入社 平成14年4月 株式会社ロック・フィールド入社 平成14年7月 同社取締役 平成17年7月 同社常務取締役 平成20年7月 同社代表取締役専務 平成26年7月 同社取締役副会長 平成27年7月 同社取締役退任	5,000株
【社外取締役候補者とした理由】			
湯浅勉氏は、事業会社の取締役として長年企業経営に携わることにより培われた豊富な知識と経験を、当社の経営に反映していただけのもとの期待しているため、社外取締役として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1.※は、新任の取締役候補者であります。
2.各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3.永原憲章氏及び湯浅勉氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。
4.永原憲章氏は株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定です。また、湯浅勉氏も、独立役員としての要件を満たしており、同氏が選任された場合は、独立役員として届け出る予定であります。
5.永原憲章氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は社外監査役として8年、社外取締役として本定時株主総会の終結の時をもって1年となります。
6.当社は現在、永原憲章氏との間で損害賠償責任について、法令が規定する額に限定する責任限定契約を締結しております。同氏が再任された場合には、同契約を継続する予定であります。また、湯浅勉氏の選任が承認された場合は、当社は、同氏と同様の契約を締結する予定であります。

第5号議案 監査役1名選任の件

監査役 保田信高氏は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、あらためて監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
やす だ のぶ たか 保 田 信 高 (昭和34年 9月27日生)	昭和57年 4月 当社入社 平成16年 4月 当社大阪支社建機営業部副部長 平成17年 4月 当社北海道支店長 平成19年10月 当社中部支店長 平成22年 6月 当社執行役員 平成23年 1月 当社BP事業部長 平成24年 6月 当社事業企画部長 平成25年 4月 当社東京支社長兼事業企画部長 平成27年 4月 当社内部統制管掌付 平成27年 6月 当社常勤監査役（現在）	23,000株
【監査役候補者とした理由】		
保田信高氏は、当社の営業部門において、支店長、支社長を経験するなど当社の業務について精通しております。企業の健全性を確保するために監査を行うことにつき適切な人材と判断し、監査役としての選任をお願いするものであります。		

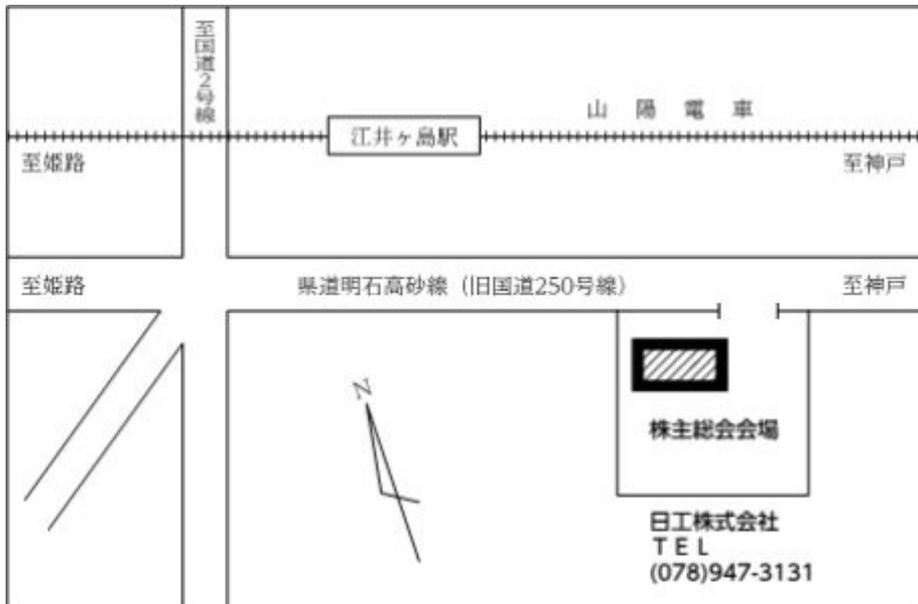
(注) 1.候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2.責任限定契約について

当社は、定款において監査役との責任限定契約の規定を設けておりますが、現在いずれの監査役とも契約しておりません。また、現時点では選任後当該候補者と契約する予定はありません。

以上

株主総会会場ご案内略図



◎ 山陽電車^{えい が し ま}江井ヶ島駅より徒歩 約15分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。